

令和5年4月1日から 教育文化会館、市民館、有馬・野川生涯学習支援施設(アリーノ)の 使用料(利用料金)を改定します

改定の対象

次の使用料で、令和5年4月1日以降に使用申請したもの

◎ ホール、会議室、和室などの施設使用料(市民ギャラリーなど、
現在使用料が設定されていない施設は除きます。)

◎ ホール使用時の各舞台設備や会議室使用時の拡声装置などの
設備使用料(ラジカセなど、現在使用料が設定されていない設備は
除きます。)

※ 令和5年3月31日までに予約申請した場合、実際の使用日が4月1日以降であっても、改定前の使用料が適用されます。

改定後の使用料

令和元年11月の消費税の引上げ分の適切な転嫁のための改定です。

例: 午前中の使用料が880円の会議室 → 890円
午前中の使用料が2,090円の会議室 → 2,120円

※ なお、表記について、有馬・野川生涯学習支援施設については、条例・規則上の文言が異なりますので「使用料」を「利用料金」と読み替えてください。

【お問い合わせ】

- ◆ 使用料改定に関するお問い合わせ
川崎市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課 (電話:044-200-3303 FAX:044-200-3950)
- ◆ 施設や設備に関するお問い合わせ
御利用の施設窓口